



藤沢記者クラブ各位

## 令和5年度藤沢市一般会計補正予算（第1号）を専決処分しました

令和5年3月22日の第8回物価・賃金生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に新たに低所得世帯支援枠が創設され、また、低所得の子育て世帯に特別給付金を支給することが決定したことから、対象の方に迅速に支払う必要があるため、4月18日付けで一般会計補正予算（第1号）を専決処分しました。

### 1. 補正予算額

19億1,982万8千円（財源：全額国庫支出金）

### 2. 事業の概要

#### （1）低所得世帯支援給付金事業費 ※詳細は【資料1】のとおり

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠により、低所得世帯（住民税均等割が非課税等の世帯）に対し3万円を支給します。

#### （2）子育て世帯生活支援特別給付金事業費 ※詳細は【資料2】のとおり

低所得のひとり親世帯及びその他の住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円を支給します。

以上

\*補正予算編成に関する問合せ 財務部 財政課 担当 青木・小原  
内線：2302 直通：0466（50）3503

\*【資料1】低所得世帯支援給付金事業費に関すること  
福祉部 福祉総務課 担当 山之内  
内線：3113 直通：0466（50）8245

\*【資料2】子育て世帯生活支援特別給付金事業費に関すること  
子ども青少年部 子育て給付課 担当 寒河江  
内線：3831 直通：0466（50）3581

低所得世帯支援給付金事業の実施について  
～プッシュ型は5月中に支給開始予定～

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠により、低所得世帯（住民税均等割が非課税等の世帯）に対し3万円を支給します。

1. 住民税均等割が非課税等の世帯に対する給付

令和5年4月1日を基準日とし、令和4年度住民税均等割が非課税等の世帯に対し1世帯当たり3万円を支給します。

なお、対象世帯のうち、令和4年度に実施した電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の令和4年度住民税均等割が非課税等の世帯の支給要件を満たす世帯に対しては、5月中（予定）にプッシュ型で早期に支給します。（申請が必要な世帯も一部あります）

また、令和5年度に新たに住民税均等割が非課税等の世帯となった世帯に対しても、1世帯当たり3万円を支給します。

(1) 令和4年度住民税均等割が非課税等の世帯に対する給付

（プッシュ型と申請型）

事業費：11億7,000万円

対象世帯：39,000世帯

(2) 令和5年度新規住民税均等割が非課税等の世帯に対する給付（申請型）

事業費：1億8,000万円

対象世帯：6,000世帯

2. 事務費

1億809万8千円

3. 合計事業費

14億5,809万8千円

以上

（事務担当）

福祉総務課 担当 山之内

内線：3113 直通：0466（50）8245

子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施について  
～プッシュ型は5月中に支給開始予定～

低所得のひとり親世帯及び住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給します。

1. 支給対象者

(1) ひとり親世帯

- ・令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方（プッシュ型：5月中に支給予定）
- ・公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（申請型）
- ・食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の支給を受けている方と同様の水準となっている方（申請型）

(2) 住民税均等割が非課税の子育て世帯（その他世帯）

- ・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯）の支給対象者（プッシュ型：5月中に支給予定）
- ・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯）の支給対象者以外で、18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）を養育する方のうち、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税均等割非課税相当となっている方（申請型）

2. 対象人数（児童数）

ひとり親世帯	： 4, 000人（2, 600世帯）
その他親世帯	： 5, 000人（3, 000世帯）
合計	： 9, 000人（5, 600世帯）

3. 総事業費

事業費	： 4億5, 000万円
事務費	： 1, 173万円
合計	： 4億6, 173万円

以上

（事務担当）

子ども青少年部 子育て給付課 担当 寒河江  
内線：3831 直通：0466（50）3581